

○ 海上運送法に基づく行政処分等（旅客船事業者）

四国運輸局

処分年月日	事業者名	本社所在地	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	是正状況
2023年3月28日	ジャンボフェリー (株)	兵庫県神戸市	行政指導	<p>令和4年5月10日10時、ジャンボフェリー株式会社の旅客船「BARCA SOLARE」は、大島港で旅客6名が乗船し、庵治港に向け出港。10時20分頃、庵治港着棧前に左舷機を中立のまま、右舷機を前進から中立にしようとしたところクラッチが中立とならなかったため、直ちに、左舷機を後進にし、右舷機を機関停止にしたが、前進行足の状況のまま、陸上岸壁に船首部ゴム防舷材が接触した。旅客5名が負傷。</p> <p>同年5月13日、四国運輸局の運航労務監理官が海上運送法に基づく特別監査を実施した。</p> <p>翌年3月28日、安全統括管理者及び運航管理者は、事故の再発防止のため、安全管理規程第50条に基づき、安全管理規程等について理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ることを含む指導を行った。</p>	<ol style="list-style-type: none">安全統括管理者及び運航管理者は、事故の再発防止のため、安全管理規程第50条に基づき、安全管理規程等について理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。船内作業指揮者は、作業基準第13条に基づき、船内の旅客係員を指揮して、着棧時の衝撃による旅客の転倒を防止するため、旅客に対して、船内放送等により、着席及び手すりへの掴まりを指示すること。	改善措置報告 2023年4月3日